

ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問について

1 意見・質問の聴取状況

(1) 施設整備地域連絡協議会参加団体 20団体

(2) 意見聴取団体数 12団体 (平成27年度第3回(第16回)地域連絡協議会出席団体)

2 意見・質問とその回答

各No.該当団体：1 プラウド地区自治会 2 栄一丁目自治会 3 栄三丁目自治会 4 新海道自治会 5 日神パレステージ東大和桜が丘管理組合  
6 グランステイツ玉川上水管理組合 7 クロスフォート玉川上水管理組合 8 グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合  
9 グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合 10 グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合 11 グランドメゾン玉川  
上水ノーススクエア管理組合 12 グランスイート玉川上水管理組合

No.	枝番	ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問	回答
1	1-1	施設建設そのものにそもそも反対なので、意見を募ること自体に納得ができない。	資源物処理施設の建設計画は、3市の「一般廃棄物処理基本計画」に位置付けられており、必要性和建設場所について3市の合意がなされています。そのうえで、より良い施設とするために意見を伺っています。
	1-2	そもそも近隣住民の同意を得たうえでということが前提になっているにもかかわらず、その言葉を聞けていないのではないかと。真摯に聞く姿勢というのが見られない。建設しないでいただきたい。	施設の建設が出来ない場合、焼却施設の更新も出来なくなるため、今後とも理解が得られるよう、丁寧な説明に努めていきます。
2	2-1	P2の施設の必要性2/3で、小平市の施設・東大和の施設が老朽化とともに能力不足で容リプラ(全量)の資源化ができないとあり、小平市は容リプラのうち硬質のもののみを処理しているということだが、硬質のものとは、具体的にどういう内容のものなのか。また、硬質以外のものは全部焼却しているのか。	プラマークの付いた、かたくて形がしっかりしている容器(ボトル・パック・カップめん容器・弁当容器・キャップなど)を硬質プラスチックと呼んでいます。 また、片手で丸められる程度のやわらかいものは、「燃えるごみ」として焼却しています。
	2-2	組合施設の老朽化が著しいとあるが、これは焼却炉のことと言えるのか。	ごみ焼却施設(焼却炉)と粗大ごみ処理施設です。
	2-3	P3施設の必要性3/3の内容で、小平市、東大和市の老朽化施設をそれぞれ修復すれば2市分あわせても13億のお金をかけなくても十分できるのではないかと。修復が可能だと思ふ。	今後、建て替え等が必要です。 資源物処理施設の必要性は、既存施設の老朽化以外に、処理能力の不足や焼却炉の更新事業が挙げられます。(参照「ごみ処理施設の計画等について」P3～P5)
	2-4	P3第2、建設場所を桜が丘とした理由1/3で、桜が丘でなくても、場所さえあればいいはずである。東大和市内にも広大な空き地が存在している。この検討をなぜ最初にしなかったのか。	事業用地は、①東大和市が所有している工業地域であること。②現状でリサイクルが行われていること。③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設に近く連携が取りやすいことから、適地として選定しました。
	2-5	P3第2、建設場所を桜が丘とした理由1/3(2)住民参加についてで、近年、住民参加による用地選定が行われています。とあるが、こういう事がわかっているのなら、なぜ早く先にこれをやらなかったのか。	住民参加による用地選定は、新たな用地が必要な場合に行われることがあります。東大和市の用地は、現状でリサイクルが行われており、その利用形態を大きく変えるものではありません。
	2-6	P4第2、建設場所を桜が丘とした理由3/3 1、現在、市有地として所有しているというのが一つの理由となっており、新たに用地を購入する必要がなく、財政負担が少ないということだが、市有地として所有はしているが、施設を造るのに適地でないのは明白である。それをなぜ強引にやろうとしているのか。財政負担が少ないと言うが、国有地等が空いているのだから、購入しなくても、交渉次第で安くあるいは無料で借りられるかも知れないのに、そういう検討が一切されていない。	東大和市の所有している土地において、暫定リサイクル施設が稼働していますので、新たに用地を購入する必要がなく、土地の用途や現在の利用形態等を踏まえると、最も合理的な選択であると考えています。 また、国有地の活用については、その取得が可能か、また、可能な場合の財源確保や土地の用途等、課題の解決が必要となります。
	2-7	P4第2、建設場所を桜が丘とした理由3/3 2、現状でリサイクルが行われている。と3、3市の中間的な位置にあり、焼却施設に近く連携が取りやすいと書いてあるが、これについては理由にならない。単なるこじつけに過ぎないと思う。	収集の効率性を考慮すると、中間的な位置にあることが有利な条件となります。 また、焼却施設とリサイクル施設を一つの敷地で実施している自治体もある中、当組合の敷地では面積が足りなく分散整備するものです。
	2-8	P5第3、施設整備の進め方で、既に2、計画・アセス段階まで進んでいるとはどういうことか。	ご承知いただいているとおり、現在、生活環境調査(ミニアセス)を行っている状況で、施設の必要性や事業用地の検討を行う、企画・構想段階は終えているということです。
	2-9	P5第3、施設整備の進め方 2、計画・アセスで、施設周辺住民との合意形成ということが書いてあるが、これは現実には今出来ていない。	今後とも理解と協力が得られるように努めますが、全ての方との合意は困難であると考えます。 また、協議会への参加を見送っている団体の方からは、焼却施設の更新を含めて、ご理解をいただいているところであります。
	2-10	P6第5、そもそも論への考え方1/8 1、そもそも論の内容の(1)から(5)があるが、これらは焼却炉の更新内容に加えて検討すべき内容ではないか。	資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の建設は、焼却施設の更新に向けての前提となります。
	2-11	P9第5、そもそも論への考え方6/8 3市地域ではほぼ全域が市街地化されており、他の用地を確保することは困難です。と決めつけている。ろくに検討した形跡がないのになぜ困難と決めつけるのか。	これまでいただいたご意見の中に、「敷地から半径800mの範囲に影響がある。」があります。3市地域に、直径1.6kmの範囲に住宅のない市有地はありません。

No.	枝番	ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問	回答
3	3-1	<p>造る、造らない、本当に大事な部分はまずそこを決めていくということだと思ふ。</p> <p>なぜ反対なのか、なぜ桜が丘でなければいけないのか、それをこの場で話し合えるのなら真剣に話し合う、もし話し合う必要がないということで、3市の方から別の場所を提供しましょうということであれば、そのようにしてほしい。</p> <p>そもそも論は、そこで線を引いておかないと絶対にこの場所でまとまる話ではない。</p> <p>このことは、どこまで行っても、どんな計画を立ててどんな発表をしても、そもそも論がある限りは絶対に進まない。</p> <p>まず、そこを片付けていく。</p>	<p>事業用地は、①東大和市が所有している工業地域であること。②現状でリサイクルが行われていること。③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設に近く連携が取りやすいことから、適地として選定しました。</p> <p>また、資源物処理施設の建設が進まない場合、焼却施設の更新事業に影響を与えることにつながるため、今後におきましては、線を引き進めてまいりたいと考えております。</p>
	3-2	<p>当初の予算が13億と言っているが、本当に13億で建つのか。実際に13億で建たないのはわかっているのに説明がない。</p> <p>いくらかかるのかという話もない。まずは話をしたい。</p>	<p>事業費については、施設の姿や環境対策の協議に基づいて、今後、推計を行います。その後、説明をしていきたいと考えております。</p>
	3-3	<p>この場所に決まった理由は、前東大和市長が進めてきて、現市長に引き継がれた形である。</p> <p>この間の市長選では対立候補は反対意見であったが、もし対立候補が当選したらどうなっていたのか。</p>	—
	3-4	<p>造るのであれば、その地域に迷惑のかからないいい施設を造ってほしい。公害は出さない、交通の妨げにならない、臭いも出さない、そういう立派な施設を造ってくださいと言っている。</p> <p>そのために他の施設の見学にも行っているが、立派な施設でも実際に臭いは出ている。臭いを出さないような施設にするには、また建設費用が上がってしまう。</p>	<p>資源物処理施設には、現状で確立されている最新の技術を導入し、環境対策に万全を期し、周辺地域住民に健康被害が発生する恐れのない施設とします。</p> <p>また、施設の設置及び運営に当たっては、他の自治体の見本となるよう、努めたいと考えております。</p>
	3-5	<p>ここでどんなことを言っても机上の空論である。そこで止まってしまう。</p> <p>東大和にこんな立派なものが出来て良かったと言えるような施設が出来上がる、そこへ行くためのそもそも論がないので砂上の楼閣である。</p>	<p>施設の姿や環境対策については、今後の協議会において具体的資料をお示しいとと考えています。</p>
	3-6	<p>ここで誰がどんなことを言っても、そもそも論に返った段階でその計画全てが無駄になる。この時間が全く無駄なものになる。</p> <p>だから、どういうふうに進めるのか。ここでやらなければならないのは、施設の概要をどの様なものにするのか、建設することを進めるものなのか、それによって話が全く変わってしまう。</p> <p>途中まで行っても、みんなが反対しているのでそこにはできないとなったら、そこで全部ストップしてしまう。</p>	<p>今後、環境影響調査の現況調査の結果や施設の基本設計図面など具体的資料をお示しし、協議をお願いする予定です。</p> <p>また、資源物処理施設の設置・運営は、今後の焼却施設の更新に影響を与えることから、建設（施設の概要）に向けた協議を進めたいと考えております。</p>
	3-7	<p>東大和市長は進める意向であるが、桜が丘の人たちは反対であり、その他の人たちは無関心である。</p> <p>この場では建設計画を進めるための意見をみんなから求めているが、そのためには土台となる建設をみんながOKしているという大前提が必要である。</p> <p>その点をこの場でやっていかないと堂々巡りで終わってしまう。3市には、是非その辺を考えていただきたい。</p>	<p>施設建設について、施設の姿や環境対策等の協議をお願いしています。</p>
4	4-1	<p>この場所になぜ造ろうとしているかを明確にしてもらわないとよくわからない。</p>	<p>事業用地は、①東大和市が所有している工業地域であること。②現状でリサイクルが行われていること。③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設に近く連携が取りやすいことから、適地として選定しました。</p>
	4-2	<p>この場の最終結論は何なのか、施設建設にゴーサインを出すのか止めるのかという話なのか、施設をどう造ればいいのかという話なのか。</p>	<p>協議会は協議の場であり、結論を出す場ではありませんが、施設の姿等、環境に配慮した施設にするため、ご意見は多く聞いていきたいと考えております。</p>
	4-3	<p>推進の方々と意見を出す方々との意見が噛み合っていないと感じている。特に、参加している方々は基本的には反対の意見が多いと思っているが、その意見が結局反映されなかったら、何のためにここにいるのかとなってしまう。</p> <p>参加している方々の意見を反映できるような形で何らかの対応をしてほしい。</p>	<p>建設する施設について協議をお願いしています。そのうえで、ご意見については可能な限り事業に反映していきます。</p>

No.	枝番	ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問	回答
5	5-1	自分の所では、特にみんな関心があまりにも薄く、これは行政がやってくれることなので意見など言う必要がないと思っている方がほとんどである。 それを憂いて、自分はどういうふうはこの会議が進められているかということ、オブザーバーのような形で参加させていただいている。	事業については、広く周知するよう広報等に努めます。
	5-2	そもそも論の考え方というところに一番問題が集積していると思う。	施設の建設に当たっては、全国的にみても一部反対者が出るものですが、本事業につきましては、焼却施設の更新事業に欠かすことができない必要なものになっております。
	5-3	臭いの問題等は、どこの施設を見学に行っても周りの方が迷惑していることは事実であり、どこに建設しようとしても難しいことだけは実感している。 一番迷惑をこうむる近隣の住民の方々に前もってどういう説明がなされたのか、そこがあまり納得いくような措置が取られていないようだが、あってはならないことだと思う。	市民や地域への説明会の開催や3市の市報、組合広報「えんとつ」などで説明をし、現在は、地域連絡協議会を中心に説明をしています。
	5-4	この会議の存在理由は、意見の中で採用可能なものは考慮するが、それ以外の意見は何うだけの場としたいと言っているので、意見を出してもほとんど効力はないと考えている。	施設の建設に伴う意見を伺っています。
6	6-1	建設場所を桜が丘にした理由で、P3～P4にあるのは、一般的な選定理由であり、選定条件ではない。他の施設の用地選定では、ポイント方式で採点して選定し、その後市民懇談会や協議会を設けて建設を進めていくというところが多い。また、他の自治体では、最初選定したところが相当な反対があり、有識者と市民が再度ポイント方式で採点して最終的にそこになったと聞いている。選定条件を明確にしている自治体等があれば、そこでの選定条件を提示して欲しい。	事業用地は、①東大和市が所有している工業地域であること。②現状でリサイクルが行われていること。③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設に近く連携が取りやすいことから、適地として選定しました。 複数の候補地からの選定は行っていません。
7	7-1	内容については多々疑問がある。また、過去の住民説明会やこの協議会で回答のあった内容と随分矛盾することが書いてあるものもある。内容については、項目別の質疑の時に質問したい。	3市共同資源化事業について、4団体は一貫した説明を行っています。
	7-2	地域住民の理解を得ることで事業を進めるという大前提での話があったが、東大和市の3月議会でも理解を得られていないとの回答があった。この協議会が始まってかなり経つが、未だに地域住民に理解がされていないということは、この計画が途中でとん挫する可能性があるわけである。ならば、最初に戻って、地域住民の理解を得てから進めるべきである。	全ての方の理解を得ることは困難と考えますが、理解をいただく努力は、継続して行っています。
8	8-1	最初に聞いた時には寝耳に水で非常に驚いた。暫定リサイクル施設があることはわかっていたが、いずれは無くなると思っていた。そもそもの発端がそういう事だが、昨年マスタープランの説明会でも、工場がないのに工場地域というのはおかしいという話をしたところ、工業地域でしかごみ処理施設は造れないので工業地域にしている旨の説明があった。 建設場所を桜が丘とした理由で、もし用途地域が変更になり住宅地域になったら、根拠がそもそも崩れてしまう。建てられなくなる。	暫定リサイクル施設がいずれは無くなるということにつきましては、東大和市として、はじめて聞く話であります。施設の形態がどのようになるかは別として、処理を必要とするものが無ならない限り、必要な施設となってきます。 また、用途地域については、土地利用の計画等に大きな要素を持つことから、簡単に変更はできないと考えております。 なお、桜が丘の用途地域が住宅地域になった場合、周辺マンションの今後の建替えなどに大きな影響が生じます。
	8-2	建設場所を桜が丘とした理由で、3市の中央部分であるとあるが、全国の施設を見ても、このような住宅地の真ん中にある施設はない。矛盾だらけで、そもそも論をやること自体もおかしい。 外部評価をしてもらえばわかると思うが、こういう発想はD評価の最低レベルである。	平成27年1月17日付資料でお示ししたとおり、住宅地に建設されている施設もあります。 また、ごみ処理施設は、必要な施設であることから、都市化の進んだ地域においては、住宅の近接が避けられない状況となります。
	8-3	東大和市は、市長が変わったらすぐごみの有料化が出来た。小平市も武蔵村山市も市長が変わればすぐやれるはず。 みんな税金を払っているのに、それを無駄にしてほしくない。	家庭ごみの有料化については、それぞれの市においてそれぞれの市民との対話の中で進めるべきものと考えます。

No.	枝番	ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問	回答
9	9-1	建設場所として現東大和市暫定リサイクル用地 があげられたのはいつですか。その時に明記された理由は何ですか。	平成15年度から16年度です。 ごみゼロプラン見直し調整部会 平成16年度検討結果報告書 「現在の小平・村山・大和衛生組合に集中することなく、東大和市の用地を借用する等、分散整備する必要がある。」(平成15年度) 「3市共同資源化施設の建設用地については、他にも小平・村山・大和衛生組合に隣接する小平市の用地、東大和市内の国有地及び民間所有地なども検討対象となったが、小平・村山・大和衛生組合の敷地に集中することなく分散整備する必要があること、また敷地面積及び用地確保の現実性を考慮し、東大和市の現リサイクル施設の敷地を借用することが最善と考えた。」(平成16年度)
	9-2	現・東大和市暫定リサイクル用地を建設場所と決定したのはいつですか。その時に明記された理由は何ですか。	平成17年度です。 平成17年8月23日理事会(要旨) 「粗大ごみ処理施設の更新を控える中、リサイクルプラザ、プラスチックの共同処理を集約して提案された土地に建設することは、面積的に厳しいものかと思えます。今後検討を重ねる中、厳しいとなれば粗大ごみ処理施設と分散した形の建設が想定されますが、いずれにいたしましてもこの案の用地(東大和市暫定リサイクル施設用地)の利用につきましてお考えを確認したいと思います。【東大和市尾又市長】賛成。【各理事者】異議なし。
	9-3	4団体が理由とする『3市の中間的な位置にあり、焼却施設に近く連携が取りやすい』とする選定理由は確認できません。話し合われた会議録、資料をご提示ください。	会議録、資料の確認はできません。会議録は、すべての会議で作成されているものではありません。
	9-4	また、『ごみ処理施設が集中することによる施設周辺地域住民の負担を考慮する』とした平成15年度ごみゼロプラン見直し調整部会に明記された選定理由と相反する『焼却施設に近い』という理由をあげる4団体の考えを教えてください。	「ごみ処理施設が(小平市中島町に)集中することによる施設周辺地域住民(小平市中島町及び立川市幸町)の負担を考慮する」との理由です。
	9-5	3市において、4団体が理由とする、<市有地である><現在リサイクルの施設が稼働している>とする場所は桜が丘以外にありますか。	小平市リサイクルセンター用地があります。
	9-6	小平・村山・大和衛生組合議会 平成20年11月定例会会議録 51p 要旨 計画課長【市川三紀男】 今回の事業に当たってはどこの土地がいいかではない。既存の施設がある場所を想定して、東大和の土地が、まず、いいのではないかと いうことで、調査をしてきて詰めている。 ●なぜ東大和だけが候補とされたのですか。	3市の中間的な位置にあること。焼却施設に近く連携が取りやすいことが理由です。
	9-7	小平市議会 平成22年9月定例会会議録9月8日-3号 143p 要旨 小平市副市長(窪田治) 東大和 市のほうから用地を提供するという条件があって、初めてこれが事業の中に入った。用地を提供するという東大和の役割についての話であれば、東大和のほうから提案(=代替案)をいただいて、3市で協議をしなければ解決しない問題。 ●東大和が用地を提供しなければ事業に入らなかったのですか。3市の事業であるのに土地を提供するというのが東大和の役目とされ代替案が東大和だけに求められたのはなぜですか。	小平市清掃事務所用地の提供を受けても、資源物処理施設は分散処理(他の用地を確保)する必要があるためです。
	9-8	小平市議会 平成24年12月定例会会議録 11月30日-4号 353p 要旨小平市環境部長(岡村秀哉) 東大和市中でつくることが合意をされており、東大和のみならずが今の想定地 というものを提案して、それで合意をしたという経過。 → 数分後訂正 東大和市からの提案ということではなくて、4団体のごみゼロプランの直し調整部会で協議。 ●訂正前の内容は<2/4>と類似していますが、ごみゼロプランの見直し調整部会で、協議されて想定地が決まったということで良いですか。	事業用地は、ごみゼロプラン見直し調整部会での検討を踏まえて、理事会で決定(市長として)されています。

No.	枝番	ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問	回答
9	9-9	<p>平成25年4月22日【噂の！東京マガジン】の噂の現場 小平市長・衛生組合管理者</p> <p>構成市の中でそれぞれ、し尿処理は武蔵村山市でやってる。中間処理（焼却炉）は小平市でやっている。東大和の市民の皆さんには是非ご理解をいただいて。</p> <p>平成25年8月20日 3市共同資源化事業に関する説明会会議録25p 要旨 小平市長・衛生組合管理者</p> <p>A地区、B地区、C地区があつて、議論の中でA地区になったということではない。3市で応分に出来るだけ負担しようということ、既にリサイクル施設として稼働しているところ、総合的にいろんな諸条件を勘案した中で想定地になった。</p> <p>上記2件の発言で3市での迷惑施設の応分負担が勘案されたことが明らかになっています。過去、及び現在にいたるまで、なぜ、この決定理由の明記がないのですか。</p>	<p>小平市長の発言は、事業用地決定の背景にある考え方を述べたものです。</p>
	9-10	<p>4団体は選定理由として「焼却施設に近い」としています。</p> <p>このような間近な用地を選定し東大和市には迷惑施設がないとする応分負担は明らかに矛盾しています。焼却施設周辺への負担を集中させることに他ならず、3市の応分負担とは相反していることに関して考えを聞かせてください。</p>	<p>ごみ処理施設は法令を順守し操業していますので、健康被害をおよぼす恐れのない施設です。</p> <p>したがって、焼却施設とリサイクル施設を一つの敷地で実施している自治体もある中、当組合の敷地では面積が足りなく分散整備するものです。</p>
	9-11	<p>武蔵村山市のし尿処理施設は3市ではなく5市での運営です。</p> <p>武蔵村山市は、その運営について5市での応分負担を求めたことがありますか。</p>	<p>し尿処理施設の運営については、3市共同資源化事業とは関係がありません。</p>
	9-12	<p>市有地なので土地購入が不要、財政負担が少ない（8p）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な処理施設を単独で整備するよりも安価で建設・維持が出来る（5p、15p）</li> <li>・3市の共同化により資源化基準の統一が図れ、廃棄物処理の下流側になる不燃粗大ごみ処理施設、焼却施設の処理量縮小、規模縮小、建設の縮減（13p）</li> <li>・焼却するごみの量を減らすことを基本に、プラスチック製容器包装とペットボトルの資源化を選択、コスト比較ではない（19p）</li> </ul> <p>●資源化に対するコストをどう考えているのか。</p>	<p>一般廃棄物処理事業は、次の理由から、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていません。</p> <p>また、環境対策を考慮した場合、民間委託とのコスト比較には、馴染まないと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業</li> <li>・支障が生じた場合は、区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じる。</li> <li>・適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある。</li> <li>・市町村は、適正な処理の遂行の確保についての統括的責任を負っている。</li> </ul>
	9-13	<p>廃棄物処理の上流、下流の影響が具体的でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3市の共同化により資源化基準の統一が図れ、リサイクル率が向上することで廃棄物処理の下流側になる『不燃・粗大ごみ処理施設』、さらには『焼却施設』の処理量の縮小につながり、施設規模の縮小や建設費の縮減に効果がある（13p）</li> </ul> <p>●上流、下流とその影響が具体的ではありません。各市、及び組合ごとに、昨年度のごみ処理について、上流から下流の図にして処理量の数値を書き入れてください。</p> <p>●その数値を使用して、資源物処理施設ができた際の図も同様に作成してください。</p> <p>●現在のリサイクル率（民間委託処理はリサイクルされています）と、3市の共同化により向上するリサイクル率を教えてください。</p>	<p>わかりやすくお示しできるよう工夫します。</p> <p>ただし、「3市の共同化により向上するリサイクル率」については、目標については検討をしていますが、結果としてのリサイクル率の予測は困難かと考えます。</p>
	9-14	<p>『これまでの説明会などでもあくまで想定地であつて決まったものではないという認識で話してきている』</p> <p>23年1月25日推進本部会議録4p 建設環境部参事</p>	<p>現東大和市リサイクル施設用地を活用することは、平成19年12月の理事会会で確認されています。</p>
	9-15	<p>専門部会中間報告（20年）プラントメーカー7社中4社が、この用地の面積では建設は困難とし、あとの3社も条件付きと回答を出したが、22年4月、6品目での3市共同資源化事業の推進について（報告）まとまる。</p>	—
	9-16	<p>【3市共同資源化事業に関する基本事項確認書】（平成25年1月）を締結。3市長及び衛生組合管理者が押印し、2品目、2階構造、想定地地域住民の理解を得る、住民の理解が得られた判断された後は、施設整備事業に着工するとしたが、住民の理解は得られたと言いがたいとしながら、あらたな締結をして基本構想（案）を策定。</p>	—
	9-17	<p>平成20年5月、署名2,480名を添えた陳情が提出され、平成21年、組合で趣旨採択。（東大和議会で同様の陳情は採択）</p>	—

No.	枝番	ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問	回答
9	9-18	市民懇談会では座長が資源物処理施設について「容器包装リサイクル法が強制法でないことを踏まえて、3市にとって本当に適切な廃棄物資源化・処理システムは何なのか改めて検討する必要がある」と平成21年3月に報告書を結ぶ。 近隣住民以外に3市の市民で構成される市民団体からもゼロベースから協議会の立ち上げを求める陳情が提出される。 (平成25年11月不採択)	—
	9-19	平成27年1月、交付金に関して、近隣住民の代表等が、都・環境省に意見書を提出。	—
	9-20	平成26年7月30日 都と東大和市都市計画課打合せ環境影響調査は、都との協議の中で住民合意(理解)を得た証拠として必要になると思われる。	—
	9-21	平成26年11月連絡協議会 片山参事：協議会で承認を得たとか理解を得たとかいうつもりはない。組合が影響調査をしていることを承知していただきたい。	—
	9-22	平成27年3月連絡協議会 東大和市から都市計画決定に入る前にしっかり住民説明をするよう指導を受けた、定量的データが足りないと指摘を受けているのでアセスの説明をもってそれに返させていたかどうかと思っている。	—
	9-23	衛生組合は東大和市との打合せで、都の意向は周知している中でなぜ、このように相反する発言をするのか	都市計画課のいう、住民合意(理解)を得た状況とは、生活環境影響調査(ミニアセス)の完了及びその住民説明を終えた一定の理解がある状態と認識しています。 したがって、相反する発言ではありません。
10	10-1	前回の協議会に参加できなかったもので、会議録を読んだが、内容は矛盾だらけ。そもそも論が噛み合わないのにいくらこれをやっても意味がない。	—
	10-2	ここにいる部課長がいくらこれを言っても、権限がないので、行政は推し進めるとしか言わない。だから市長ととことん議論する必要がある。それで納得いけば建てるし、納得いかなければ白紙撤回すべきである。	白紙撤回はあり得ません。 資源物処理施設の建設については、平成25年8月に3市市長・組合管理者から、事業の推進について表明をしています。その際に、施設の必要性、用地選定の理由、環境対策について説明をさせていただきました。また、資源物処理施設の建設は、焼却施設の更新のためにも必要なものとなっています。
	10-3	周辺住民の理解を得た上でいつも言いながら、やっていることは正反対の事をやっている。言っていることは、同じことの繰り返しで、それ以上大事なことは一つもないし、具体的な検討もない。	一貫して伝えていることは、焼却施設の更新のためにも必要なものとなっているため、協力をお願いしたいことです。
	10-4	コストの問題は市民一人一人の税金の問題であり大事な問題だが、公益だからコストを考えないと言いながら、出来るだけコストを安くすると矛盾したことを言っている。	公設でプラスチックの資源化を行うことを選択については、コスト比較では行っていないことを申し上げております。 しかし、施設の設置及び運営に当たっては、安価な方法を選択することを考えています。
	10-5	焼却炉を更新する、その予算も含めて、全体的な中でのこの施設の建設がどうあるべきか、財政がどうなるのか、具体的な数字を出してほしい。数字を出せば、3市の市民が関心を持つてくれると思う。	現在、施設整備実施計画の資料を作成しており、数値データを含む資料は、今後、お示しする予定です。
	10-6	建設をするということだけに焦点があたっているが、建設する上で、建設されて運営が始まった後どういう問題が起こり得ることが考えられて、問題が起きた場合に、3市と組合はどういう対応をしようと考えているのかを明確にする必要があると思う。例えば、VOCを完全に防ぐ事は無理だと思う。発生が想定される化学物質の中には化学物質過敏症の原因に成り得るものが多く含まれている。化学物質過敏症は、感度の高い人が発症するものであり、規制値はあるが、それよりも低い状況で発症しないとは言い切れない。万が一この周辺で多くの発症者がした場合、どのような対応や補償を考えているのか。	施設操業に伴う環境保全については、協議会の所管事項に加え、継続した協議をしていきたいと考えます。
11	11-1	行政側は建てることを前提としていて、それに対する色々な疑問や矛盾に対して真摯に答えていない。当管理組合では、特別な議決をもって、反対をすることを決めている。何であんな場所に建つのか納得のいく説明がなされてきていないことに尽きると思う。他の委員の方が疑問点をまとめられているので真摯に答えてほしい。	協議会は、建設する施設に関し、その姿や環境対策を協議することを目的としています。施設建設の反対・賛成を協議する場ではありません。

No.	枝番	ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問	回答
12	12-1	住民からの意見のとりまとめが終わったところである。3分の2以上の回答があり、内容的には健康に対する懸念も出たが、賛成もあれば反対もあり、どちらに傾いているということはない。	今後の廃棄物の適正な処理に必要な施設となります。ご理解をお願いします。
	12-2	住民に対する詳細な情報が提供できている状況ではない。 結論から言うと、当マンションの意見としては建設反対ということになってしまいが、考えた末の意見だとは思っていない。無関心な住民に対する情報の提供や意識喚起が足りなかったと思っている。 情報がうまく浸透していないため、そういう意味での住民の理解が得られていない状況であるので、もう少し進め方をゆっくりとしてほしい。	管理組合の総会等に出席させていただき、説明を行うことは可能です。
	12-3	参加していない団体や、最初参加していたがなくなってきた団体もあるので、行政側には再度、声掛けや情報提供をお願いしたい。	協議の節目で情報提供を検討します。